

大牟田市立宅峰中学校いじめ防止対策推進基本方針

【前文】

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。「いじめ」については、同法律第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年10月にいじめ防止等のための基本的な方針が文部科学大臣決定事項として示された。国や県の基本的な方針に基づき、本校では以下のような「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

様々な集団での学習活動を行う学校生活では、いじめは常に起こり得ることである、との認識を持って、まず、いじめ防止の観点から学校の教育活動全体を通して、いじめを生まない風土を構築する。そして、生徒をいじめに向かわせないようにするために、学習規律を確立し、基礎的・基本的な学力を身につけさせ、すべての生徒が認められているという実感（自己有用感）を持てるように、教育課程の充実を図る。また、「いじめを しない させない みのがさない」ために、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策推進委員会

（1）組 織

- ・いじめ防止対策推進委員会を設置する。
- ・委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当者、校内不登校支援教員、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表（PTA会長）で構成する。（保護者代表は、学校関係者評価委員を兼ねる。）

（2）役 割

委員会は、いじめ防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めたときに開催し、以下の役割を果たすものとする。

- ・学校基本方針に基づいたいじめ防止対策推進のための具体的な年間計画の作成・実行および検証
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめに関する情報の収集および記録
- ・いじめに関する組織的対応の中核

3 いじめへの学校の対応

（1）未然防止

- 教育課程の充実（生徒をいじめに向かわせないようにするための教育活動）
- ・基本的な生活習慣および学習規律の確立

- ・基礎的・基本的な学力の確実な定着を図る教科指導の充実
- ・道徳の時間を要とした「心の教育」の推進（思いやり、生命の尊重、人権擁護等）
- ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係づくりや
学年・学級集団づくりの推進
- ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的な指導の推進
- ・生徒会活動における「いじめストップ・キャンペーン」等の実施

○ 指導体制の充実

- ・いじめ問題に関するコーディネーターとしての生徒指導主事の位置づけ
- ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的な実施
- ・組織的対応力向上のためのフローチャート（報告内容、連絡マニュアル）による
報告・連絡・相談体制の確立

（２）早期発見と早期対応および継続指導、関係機関との連携

○ 早期発見

- ・教育相談の毎学期１回の実施
- ・定期的なチェックリストの活用による状況把握
- ・学校生活アンケートの実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの実施
- ・学級・学期１回、年３回５・９・１月に実施
- ・毎月１回のいじめアンケート
- ・相談ボックスの活用
- ・家庭用チェックリストの毎学期１回の実施
- ・スクールカウンセラーとの連携

○ 早期対応

- ・事実関係の迅速かつ的確な把握
- ・保護者および教育委員会への事実関係等の確実な報告
- ・いじめを受けた生徒を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ・いじめた生徒への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的な支援

○ 継続指導

- ・いじめた生徒への再発防止、いじめを受けた生徒へのサポート等の継続的な指導、支援

○ 関係機関との連携

- ・犯罪行為に及ぶいじめの警察への報告および関係機関との連携強化の徹底

（３）重大事態への対応

「重大事態」

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

いじめにより欠席（年間３０日を目安に）を余儀なくされている疑いがある場合。

- ・教育委員会への迅速な報告、ＰＴＡ役員会や臨時保護者会等での説明・報告

４ 学校評価

- ・「いじめ防止対策推進委員会」の組織と役割、学校のいじめへの対応の未然防止、
早期発見、早期対応について、自己評価を実施し、学校関係者評価において改善を報告する。